

障害児通所給付決定における標準支給日数の設定及び運用方針について

福津市健康福祉部福祉課

1. これまでの経緯

障害児通所給付費（放課後等デイサービス等）の支給日数決定を巡っては、令和 7 年 10 月 31 日の国からの通知「「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」の一部改正について」に基づき、全国的に適正な運用（児童の特性に応じた支給可否及び日数の調整）が求められています。

通知の中で、会議体等における適切な支給日数の提示が各自治体に求められるとあり、これを受け、昨年度（令和 7 年度）11 月及び 3 月に開催されました、第 1 回及び第 2 回本協議会において、福津市における支給日数の現状と、運用の見直しについて検討してまいりました。

2. 標準支給日数の見直しについて

放課後等デイサービスに求める役割として、レスパイト（預かり）ニーズを重視するのではなく、児童一人ひとりの特性や発達段階に応じた「療育の必要性」に重きを置いた支給決定を行い、通所機会の適切な確保に努めます。

昨年度の協議会において、委員の皆様より「一律に基準を割り当てるのではなく、児童本人の発達状況等を勘案した柔軟な対応を」との意見を踏まえ、以下の 2 軸で運用を整理いたします。

- (1) 標準支給日数の明確化… 放課後等デイサービスの支給量にあたっては、一律に「月-8 日」とするのではなく、基準となる「標準支給日数」を明示します。
- (2) 個別事情への柔軟な対応… 標準日数を上回る療育が必要な児童に対しては、その理由を確認（相談支援専門員による「理由書」）し、支給決定を行います。

3. 見直しによる影響

下記の理由により、放課後等デイサービスの「標準支給日数」の見直しを行います。

- ・就学前の児童発達支援の「標準支給日数」が月 10 日であることから、就学後の放課後等デイサービスも同水準とするもの。
- ・放課後等デイサービスの、現在の一人あたりの月利用日数が、平均 10～11 日であるため、現状とほぼ変わらず、大きな影響はないこと。
- ・次期障がい児福祉計画の目標値に基づき、新たに事業所を公募し、定員拡充を行った場合、現在の待機している児童の療育機会の創出としたいこと。

3. 今後の運用方針

新旧の運用対比及び具体的な変更点は、以下のとおりです。

【 変更前 】

- 放課後等デイサービス等の基準… 月-8日（31日ある月は、月23日まで）。

【 変更後 】

- 放課後等デイサービス等の基準…「標準支給日数」として、月10日。

※ 「標準支給日数」を超える場合は、相談支援事業所より「理由書」を提出いただきます。「理由書」の記述においては、児童本人の発達課題や専門的療育の必要性を具体的に記載していただきます。

4. 今後のスケジュール（予定）

下記スケジュールで、各関係機関への周知および新運用の適用を進めてまいります。

【令和8年度】

- ▼ 7月30日（本日）：障がい者施策推進協議会での基準案の提示
- ▼ 8月初旬～中旬：相談支援事業所及び放課後等デイサービス事業所へ事前通知
- ▼ 8月下旬～9月初旬：現利用者への、新しい運用について周知（個別に通知）
- ▼ 2月初旬 理由書書式の配布及び相談支援事業所へのリマインド（メール）

【令和9年度】

- ▼ 4月1日：新規申請および支給決定更新（変更）世帯より、順次適用開始